

【談話】 ゆきとどいた教育の実現のために、国の責任によるさらなる教育条件整備を求める

全日本教職員組合（全教）
書記長 金井 裕子

3月30日に暫定予算が成立し、4月7日に2026年度予算が成立しました。これによって、所得制限のない「高校授業料無償化」と、小学生1人あたり月額5200円（特別支援学校小学部は1人あたり月額6200円）の学校給食費補助、中学校35人学級の段階的導入が行われることになりました。私たちが長年、保護者・地域とともに署名活動などの運動にとりくんできた成果であり、ゆきとどいた教育の実現に一歩前進したと言えます。しかし、その内容はまだ不十分であることも指摘せざるを得ません。高市首相が予算の年度内成立に固執した影響で、国会審議も不十分でした。

「高校授業料無償化」は、公立高校に通う生徒1人あたり11.88万円、私立高校に通う生徒は1人あたり45.7万円を上限にした在籍校の授業料分を、所得制限なく「高等学校等就学支援金」として給付する制度です。所得制限がないため、全ての高校生がいる世帯が対象になります。しかし、給付のための申請手続きが必要となり、保護者や事務職員に多大な負担が発生しています。給付ではなく授業料不徴収の制度にすれば、事務負担は大幅に減るはずですが、また、私学の45.7万円は2024年度の全国平均から算出された額のため、物価高騰による引き上げ分が加味されておらず、45.7万円を超える分の授業料は保護者の負担です。加えて入学金、施設設備費など、いまだ多くの保護者の学費負担が残っています。文科省はこの間の授業料無償化議論において「高校教育が国民的教育になっている」と位置付けています。対象者や対象校を制限することなく、完全な無償化を行うべきです。

給食費補助は金額の上限が設定されています。これは文科省が2023年度に行った「学校給食に関する実態調査」で算出された小学校における月額平均4688円に、物価高騰分を加味したものとされています。しかしこの調査で高い自治体では5314円と示されており、補助が既に足りていない自治体が存在することは明白です。補助金額の上限が設定されていることで、足りない分を保護者や自治体が負担することになります。補助額以内に抑えるよう学校栄養職員・栄養教諭へ圧力がかかることも考えられ、食材を輸入に頼らざるを得なくなることや十分な量が保障できないなど給食の安全や質が損なわれるとともに、食教育が軽視される恐れもあります。金額の上限を設けず、柔軟に対応できる制度で、中学校や定時制高校も含めた給食無償化が求められます。

そして高校授業料無償化の1/4、給食費補助の半分は都道府県の負担としており、給食費補助の都道府県負担分は地方財政措置を充てるとしても、「国の責任」で行われているとは言い難い状態です。日本は2012年、国際人権規約A規約13条2項(b)(c)の留保を撤回し、大学など高等教育までの無償を国際公約としています。日本の公財政教育支出の対GDP比をOECD平均並みに引き上げれば実現できます。

子どものいじめ、登校拒否・不登校、自殺などが過去最多更新や高止まりしている中、教職員による寄り添ったかわりが強く求められています。こうした中、中学校の35人学級はすぐにでも全学年で実施すべきで、さらなる少人数学級化が求められます。日本のクラスサイズは、OECDの調査によれば中学校で平均32人であり、OECD諸国の中で最大です。OECD平均のクラスサイズである小学校21人まであと6人、中学校23人まであと9人減らす必要があります。高校も含めて、20人学級を展望した30人以下学級の早期実現が必要です。

全教は、ゆきとどいた教育の実現を求め、国の責任による教育条件整備実現に向け、さらなる教育予算増を求め、奮闘する決意です。

以上